
2025年「一宮市地域防災計画」修正要旨

●地域防災計画修正の基本方針

市町村地域防災計画は、地域にかかる関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営を計画したもので、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている（災害対策基本法第42条）。

本市においても、防災基本計画及び愛知県地域防災計画の修正等を基本に毎年修正を実施している。

●主な修正事項

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正

○避難所におけるペット同行避難者の受入体制

- ・ペット同行避難者の受入体制を住民へ周知することを記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 5

新旧対照表 地震災害編 P 7

○避難者等の情報把握

- ・避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うこと等を記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 6

新旧対照表 地震災害編 P 7

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ・在宅避難者及び車中泊避難者等の支援について記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 6

新旧対照表 地震災害編 P 7

○消防団の充実強化

- ・地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化について記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 8

○受援体制の整備

- ・国や他の地方公共団体等からの応援職員等に対する宿泊場所等の確保等を記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 1 0

新旧対照表 地震災害編 P 1 1

○避難者のニーズ

- ・避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の必要な対策を講じることを記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 1 2

新旧対照表 地震災害編 P 1 4

○避難の長期化

- ・避難の長期化等必要に応じて必要な措置を講じるよう努めることを記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 1 3

新旧対照表 地震災害編 P 1 5

2 その他最近の国の施策等を踏まえた修正

- 地震調査研究推進本部「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」一部改訂を踏まえた修正

- ・南海トラフに関する地震の発生確率の修正

【修正箇所】

新旧対照表 地震災害編 P 1

- 「宅地造成等工事規制区域」に指定されたことによる修正

- ・令和7年5月9日に市全域が区域指定されたことによる修正

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 3

新旧対照表 地震災害編 P 2

- 避難所における必要面積の修正

- ・「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 5

新旧対照表 地震災害編 P 6

- ・栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮することを記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 1 2

新旧対照表 地震災害編 P 1 4

- ・「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じることを記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 1 3

新旧対照表 地震災害編 P 1 4

3 一宮市災害対策本部各部からの修正

○総括本部からの修正

- ・南海トラフ地震防災対策推進計画作成例を踏まえた修正

【修正箇所】

新旧対照表 地震災害編 別紙

○まちづくり部からの修正

- ・地下駐車場を地下街等と定め、避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等の義務付けを記載

【修正箇所】

新旧対照表 風水害等災害編 P 2